

「情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者」資格取扱要領

2016年6月1日(Rev5)

2014年11月1日(Rev4)
2013年4月1日(Rev3)
2012年6月1日(Rev2)
2009年5月25日(Rev1)

一般社団法人 情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)

1. 目的

本取扱要領は、「情報機器の再資源化」に貢献している情報機器リユース・リサイクル協会(以下、協会)会員(以下、会員)に対し、「情報機器リユース・リサイクル協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格(以下、資格)」を提供するにあたり、必要な事項を定めることにより、資格取得認定に係る内容を公正かつ明確にすることを目的とする。

2. 資格内容の枠組み

- (1)「買取・引取」「再資源化工事」「資源売却および実績報告」の3分野を設定
- (2)各分野毎の審査を行い、合格した分野における資格を付与
- (3)対象商品分野は、パーソナルコンピュータ・ワークステーション・サーバー・ディスプレイ・プリンタ機器(コピー機、複合機、ページプリンタ)・携帯電話等

3. 資格取得会員の権利

- (1)「協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格」認定書の提供(会社名および事業場名掲載)
- (2)「協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格」取得ロゴを自社紹介ツール(Webサイト・カタログ等)において対外的に使用可能
- (3)「協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格」を取得した会社名および事業場名を当協会Webサイトに掲示及び紹介

4. 資格取得認定手続

資格取得認定要件に定められた会員資格を有する会員は、本資格を取得するとともに協会から審査の要請があれば積極的に応えなければならない。

5. 資格取得認定要件

- (1)原則として、当協会の正会員または準会員であること。
- (2)協会が「協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格取得チェックリスト」に基づいて行う会員の活動事業場での実地審査に合格すること。
- (3)情報機器取引台数や素材毎に分けた資源の再利用重量等からなる再資源利用率等の集計データを半年間～1年間毎に作成し、協会事務局へ報告すること。

6. 資格取得年会費

資格取得会員は、協会に対し取得した資格分野の数に関わらず所定の年会費を支払う。但し、活動事業場での実地審査場が東京(協会事務所所在地)から所定の距離を超える場合は別途旅費(交通費等)を要する。

7. 資格更新

資格取得会員は、定められた期間ごとに協会による所定の審査を受け合格する等、資格取得認定手続を行わなければならない。

8. 資格喪失

資格取得会員は、次のいずれかに該当する事項が発生した場合その資格を喪失する。なお、その場合資格取得に係る費用や旅費等の返却は行わない。

- (1) 協会を退会したとき
- (2) 協会による所定の審査に合格できず、資格更新できなかったとき
- (3) 「古物営業法」「産業廃棄物処分業許可証」「個人情報の保護に関する法律」「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律」等、関係法規に違反したとき
- (4) 資格取得後に要改善事項が発覚したにも関わらず一定期間中に改善を実施しないとき

9. 取扱要領の変更

この取扱要領及び「協会(RITEA)認定情報機器リサイクル(再資源化)事業者資格取得チェックリスト」の内容は、理事会の議決により変更することができる。



2009年度以降のRITEA認定情報機器リサイクル(再資源化)取扱事業者制度

①資格取得有効期間

1. 5年(最長、現状2016年6月1日～2017年11月31日迄)

②審査料

1ヶ所目68千円(消費税を除く)(認定取得費は無償)

2ヶ所以降各所毎38千円(消費税を除く)(認定取得費は無償)

但し、有効期間が1年未満の場合は、

1ヶ所目48千円(消費税を除く)(認定取得費は無償)

2ヶ所以降各所毎27千円(消費税を除く)(認定取得費は無償)

(なお、事務所からの100km以遠の場合は、事業場への往復交通費の実費が必要)

以上